

岐阜県公報

目 次

規 則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

(人 事 課)

ページ

規 則

号 外 (二) 令 和 三 年 六 月 二 十 九 日

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年六月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第九十三号

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

岐阜県事務委任規則（昭和四十三年岐阜県規則第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三土木事務所長の部四の項第五号中「第二十七条第四項」を「第二十七条第四項及び第五項」に改め、同項第十八号中「第四十四条の二」を「第四十四条の三」に改める。

附 則

この規則中別表第三土木事務所長の部四の項第五号の改正規定は公布の日から、同項第十八号の改正規定は踏切道改良促進法等の一部を改正する法律（令和三年法律第九号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

岐阜県公報 号外 毎週

（火曜日）
（金曜日）

発行

（休日相当たる）
（ときは翌日）

令和三年六月二十九日

令和三年六月二十九日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社